平成20年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

1 日 時 平成20年6月24日(火)開会 午後2時00分 閉会 午後2時45分

2 場 所 防災センター6階 講座室2

3 付議事件 別紙議事日程のとおり

出席委員 委 員 長 竹 尾 格 沼 本 委員長職務代理者 禧 一 委 員 角 田 冨美子 委 員 宮田 清蔵 教 育 長 宮崎 美代子

出席職員 長 幸男 教 育 部 名古屋 当 正 男 特 命 担 部 長 村 野 昌一 教 企 画 課 長 青 柳 教育部副参与兼学校運営課長 富田 和 明 指 正 明 教 育 導 課 長 前島 統 括 指 導 主 事 石 井 卓之 指 導 主 洋 之 事 宮城 教育相談担当課長 南里 由美子 教育部副参与兼社会教育課長 波方 幹徳 スポーツ振興課長 飯島 公 民 館 툱 相原 昇 山本 民館 館 長 佐 茂 教育部副参与兼図書館長 小 池 博 教育部主幹兼図書館副館長 奈 良 登喜江

6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美 教育企画課企画調整係 相 澤 潤子

7 傍聴人 0人

平成20年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

会 場 防災センター6階 講座室2

日 時 平成20年6月24日(火) 午後2時00分~

第1 会議録署名委員の指名 第 2 議案第35号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 第 3 議案第36号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補 償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての専決処分 について 議 案 第 37号 西東京市立学校事案決定規程の一部改正について 第4 第 5 議案第38号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則について の専決処分について 第6 議案第39号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正 する規則 第7 議 案 第 40号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則 第8 議案第41号 西東京市菅平少年自然の家管理規則の一部を改正する規則

報告事項 (1)教育財産の取得について

第 9

第10 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成20年第6回定例会(6月24日)

午後2時00分開会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成20年西東京市教育委員会第6回定例会を開会いたします。 これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は宮田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第35号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第35号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、について、 提案理由について御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成20年3月に閉館した住吉公民館にかわり、新たに6月29日に保谷駅前公民館が開館することに伴いまして、公印を廃棄・新調する必要が生じたためでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

竹尾委員長 補足説明はありますか。 わかりました。

説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第35号 西東京市教育委員会公印規則の一部を改正する規則、 は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第36号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第36号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災 害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての専決処分について、の提案理 由について御説明申し上げます。

本議案につきましては、4月の定例会において、西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正を承認いただいておりますが、条例の 改正とあわせまして規則を改正する必要が生じたものでございます。

本議案は、条例の施行にあわせて規則を施行する必要があることから、緊急を要し、教育 委員会を招集するいとまがないため、専決処分したもので、教育委員会事務委任規則第6条 の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

規則改正の内容等の詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、よろしく御 審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

富田学校運営課長 それでは、西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務 災害補償に関する条例施行規則の一部改正についての御説明を申し上げます。 何分にも条例の委任を受けまして規則改正でございますので、細かくなりますので、若干 まとめた形で御報告をさせていただきたいと思います。

まず、新旧対照表を御覧いただきたいと思いますが、第1条の中に現行の第7条、それから改正案が第8条、いわゆる条例上の条文でございます。ここが今申し上げましたように規則への委任ということでございます。すなわち、新しい改正案の第8条におきましては、この条例の実施に関し、必要な事項は教育委員会規則で定めると。これを受けまして、ただいまから御説明申し上げる内容になってございます。

御覧いただくように、改正案の第5条から第15条まで、下線を引いてあるところがいわゆる現行の文言をさらに細かく具体的な形で文言整理をしたというふうに御理解をいただければと思っております。

それから、第16条につきましては、いわゆる福祉事業の種類ということでございますが、現行の(4)休養に関する事業というのを割愛しております。これは上位法のほうで割愛しておりますので、趣意といたしましては、もう既に休養というものについてはいわゆる包含されているものという認識かと思っております。

それから、今度は第2項でございます。現行の22、23、24号を別枠で1項目立てまして、公務上の災害防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事項等を1号、2号、3号に置きかえてございます。

それから、一番最後でございます。新しいほうの第26条を御覧いただきたいと思います。この条項はプラスしてございます。「西東京市職員の旅費に関する条例の定めるところによる」ということで、前段のいわゆる規定により出頭した者に対する旅費の支給について明記してございます。

かいつまんで申し上げたことが内容でございます。

以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。 これより討論に入ります。

宮田委員 これはいつこういう感じになったというか、前もってわかっているような感じもするんですが、時間がないから専決処分をするという話で、前もってわかっているにもかかわらず時間がないというのは、どういうようなことなのか。だから、これ、問題はいつ、この内容の話じゃなくて、専決処分の話をしてもよろしいわけですね、意見ですから。時系列でこれはどういう感じなんでしょうか。

青柳教育企画課長 専決処分の関係につきまして御説明をいたします。

先ほど教育長のほうからも御説明ありましたが、これについてはさきの教育委員会のほうで条例の申出を御決定いただきまして、議会のほうで条例がかかっております。条例の施行日とあわせて規則のほうも同日に公布・施行しなければいけないという関係がございまして、6月議会が昨日終わったわけですけれども、それ以前に条例のほうの公布の日とあわせているという関係で、事前に規則のほうも決定しておかなければいけないということで、専決処分をさせていただいているというわけでございます。

宮田委員 ですから、条例はいつから審議、原案ができて……。ですから、前回の5月には

条例の審議はなかったんですか。要するに、条例が審議中であるならば、こういう条例が出たらこういうふうになりますということはわかるわけですよね。だから、後先、こういうのをものすごく多くして、みんな専決処分で、これは私はこのものについて異論があるわけではないんですが、そうだとすると、ほとんど教育委員会が要らないような感じもしないでもないんですよね。

そういう点で、条例が係る原案ができているときには、あらかじめわかっているんだから、ある程度諮っておくとかというほうが今後よろしいような気が、皆さんが今までこれでやってきたからこれでよろしいと言えば少数意見ですから引き下げますけれども、何となくそぐわないなという、本当にどなたかが亡くなってどうこうという話じゃないものですから聞いているわけなんです。

竹尾委員長 暫時休憩いたします。

午 後 2 時 1 0 分 休 憩 午 後 2 時 2 0 分 再 開

竹尾委員長 休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

名古屋教育部長 ただいま宮田委員のほうからいろいろ御意見、御指摘いただいたところで ございますけれども、今後につきましては、専決処分の内容につきまして、形骸化しないと いうことで、事務局のほうで関係部署と調整を図りたいと思いますので、よろしくお願いし たいと思います。

竹尾委員長 そのように図っていただきたいと思います。

ほかに討論はございませんか。 討論を終結します。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第36号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての専決処分について、 は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第37号 西東京市立学校事案決定規程の一部改正について、 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第37号 西東京市立学校事案決定規程の一部改正について、の提案理由 について申し上げます。

本議案につきましては、平成20年7月1日からの育児短時間勤務制度の導入に伴い、承認権限について、校長及び副校長に委任する必要が生じたものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

前島教育指導課長 それでは、西東京市立学校事案決定規程の一部改正についての内容等に つきまして御説明いたします。

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地 方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1日から施行さ れています。これに伴いまして東京都は職員の育児休業等に関する条例等を一部改正し、平成20年7月1日から施行していく予定でございますが、これによりまして育児短時間勤務制度が導入されます。

育児短時間勤務制度は、学校職員の小学校就学前の子を養育するために短時間の勤務ができる制度でございます。

区市町村学校職員の育児休業等の承認は、本来、任命権者であります東京都教育委員会が行うものですが、条例等により区市町村教育委員会教育長に委任されています。さらに、本市では、教育長に委任された事務の一部を西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長等に委任する規程により校長及び副校長に委任しています。その校長及び副校長に委任された育児休業等の承認に関する事項に、今回新たに育児短時間勤務が加わることになり、そのため西東京市立学校事案決定規程の一部改正についてが必要となります。

お手元の資料の西東京市立学校事案決定規程新旧対照表を御覧ください。

別表に示されているとおり、校長の権限に属する事務工の項目にあります副校長の「育児 休業及び部分休業に関すること」に「育児短時間勤務」を加え、「育児休業、育児短時間勤 務及び部分休業に関すること」といたします。

また、副校長の権限に属する事務アの項目にあります職員の「育児休業及び部分休業に関すること」に「育児短時間勤務」を加え、「育児休業、育児短時間勤務及び部分休業に関すること」とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第37号 西東京市立学校事案決定規程の一部改正について、は 原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第38号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。 宮崎教育長 議案第38号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則についての専決処分について、の提案理由について御説明申し上げます。

本議案につきましては、前回の定例会において西東京市スポーツ施設条例の一部改正を承認いただいておりますが、条例の改正とあわせまして規則を改正する必要が生じたものでございます。

本議案について、条例の施行にあわせて規則を施行する必要があることから、緊急を要し、 教育委員会を招集するいとまがないため、専決処分したもので、教育委員会事務委任規則第 6条の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の内容といたしましては、平成20年4月1日より中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正がされたことに伴い、スポーツ施設

の個人利用について減免措置にかかわる承認手続の規定を整備するものでございます。

規則改正の内容等の詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、よろしく御 審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

飯島スポーツ振興課長 議案第38号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則についての専決処分について、教育長に補足して御説明申し上げます。

まず、規則の改正に当たりまして、前回、第5回の教育委員会定例会におきまして、西東京市スポーツ施設条例の一部改正について御提案をさせていただいたところでございます。 昨日、6月定例市議会におきまして御決定をいただいております。

本議案につきましては、条例の改正にあわせ規則改正を行う必要が生じたものでございま す。

それでは、改正内容を御説明する前に、簡単に条例改正が必要となった経緯を御説明させ ていただきます。

平成20年4月1日より中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、従来、生活保護法の適用を受けていた中国残留邦人等が法律に基づく支援給付に移行されたため、スポーツ施設の個人利用について、引き続き減免措置を行えるように規定を整備することになったものでございます。

それでは、本議案の改正内容を御説明させていただきます。

2 枚目の西東京市スポーツ施設条例施行規則新旧対照表を御覧いただきたいと思います。 左側が改正後、右側が現行になりますので、よろしくお願いします。

規則の第9条に定める利用料の減額または免除の規定についてでございますが、これは施設利用の免除を受けようとする場合に、該当項目ごとに証明書類等を提出していただくことを規定している条文でございます。その規定に1項目を加えまして、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けていることを証する書類」と加えさせていただくものでございます。

具体的な手続といたしましては、支援給付の支給決定がされている中国残留邦人等に対する確認証というものを本人が所持しておりますので、確認証を提示していただくことにより、これまで同様に利用料金を免除するというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

全員賛成。よって、議案第38号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する 規則についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第6 議案第39号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規 則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第39号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を

改正する規則、について御提案理由を申し上げます。

平成20年4月1日付職員の人事異動で、公民館に課長補佐職が配置されたことに伴い、職員の職責等に課長補佐相当職を規定する必要が生じたことと、課内の組織体制及び事業並びに事務の整理を行う必要があるため、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

相原公民館長 議案第39号につきまして、教育長に補足して説明させていただきます。

規則改正につきましては、大きく分けて三つの改正を行うものでございます。

第1点目として、館長補佐の職務及び係長の職務を第2条第1項の次にそれぞれ1項を加えるものでございます。

第2点目として、公民館の事業を第4条の次に1条を加えるものでございます。

第3点目として、事業係の設置を第5条(所掌事務)の条文中に規定するものでございます。

恐れ入ります、2枚目の西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則新旧対照表、 1ページを御覧願います。左側が改正案、右側が現行の規則でございます。

第1条につきましては、現行の第1条の下線部分について文言の整理をするものでございます。

第2条第1項につきましては、現行の第2条第1項の下線部分、館長の職及び職務について文言の整理を行うものでございます。

第2条第2項につきましては、館長補佐職の配置に伴い、新たに館長補佐の職及び職務の 規定をするものでございます。

第2条第3項につきましては、事業係の設置に伴い、新たに係長の職務の規定をするものでございます。

第2条第4項につきましては、現行の第2条第2項の下線部分、分館長の職及び職務について文言の整理をするものでございます。

第2条第5項につきましては、現行の第2条第3項、公民館主事の職務について文言の整理をするものでございます。

第2条第6項につきましては、現行の第2条第4項、公民館主事補の職務について文言の 整理をするものでございます。

恐れ入ります、2ページを御覧願います。

第2条第7項につきましては、現行の第2条第5項、その他職員の職務について文言の整理をするものでございます。

第4条の2につきましては、現行の第5条(公民館の所掌事務)の規定を整理し、新たに 公民館の事業を条文として分けて規定するものでございます。

第5条につきましては、現行の第5条(公民館の所掌事務)の規定を整理し、事業係の設置と所掌事務を規定するものでございます。

恐れ入ります、3ページを御覧願います。

第6条、第17条及び第22条につきましては、現行の第6条、第17条及び第22条の下線部分についてそれぞれ文言の整理をするものでございます。

以上、提案理由の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第39号 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則 の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第7 議案第40号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する 規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第40号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、について、提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、6月29日から開館を予定している保谷駅前図書館の開館時間及び休館日を中央図書館と同様の日時設定とすることによって、保谷駅に直結した駅前図書館の特質を生かし、サービスの向上を図るため、開館日時の定めを改正するものでございます。

詳細につきましては事務局から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

小池図書館長 議案第40号につきまして、教育長に補足して御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案に添付いたしております新旧対照表を御覧願います。

第3条は開館時間にかかわる規定でございますが、この中で、保谷駅前図書館につきましては中央図書館と同様の開館時間を設定いたしました。また、下保谷図書館は表中から削除いたしました。

次に、第4条の休館日でございますが、恐れ入ります、次のページを御覧願います。休館日につきましても保谷駅前図書館は中央図書館と同様の設定といたします。このことによって、今年4月から中央図書館で開始しております祝日開館を保谷駅前図書館でも実施させていただきます。

次の3ページは利用カードの様式でございますが、文言の整理をさせていただきました。 私のほうからの補足説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第40号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第8 議案第41号 西東京市菅平少年自然の家管理規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第41号 西東京市菅平少年自然の家管理規則の一部を改正する規則、の 提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成20年4月1日より中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律の一部改正がなされたことに伴い、西東京市菅平少年自然の家の利 用について、減免措置にかかわる承認手続の規定を整備するものでございます。

規則改正の内容等の詳細につきましては事務局より御説明いたさせますので、よろしく御 審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

青柳教育企画課長 それでは、議案第41号につきまして、教育長に補足して御説明申し上 げます。

恐れ入ります、資料の菅平少年自然の家管理規則新旧対照表を御覧ください。

中ほどの第11条第2項を御覧いただければと思います。

中ほど、第11条第2項でございますが、この規定は菅平少年自然の家使用料の減額または免除を受けることができる者を規定しているものでございますが、この対象者に、スポーツ施設の利用料金に係る免除と同様の趣旨により、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者」を第2号として追加するものでございます。

減免の額につきましては、全額免除とするものでございます。

なお、この扱いにつきましては、スポーツ施設の利用料金の免除をはじめ、西東京市におきます他の制度と同様の取り扱いとするため、本年の4月1日から適用することとし、還付の申請があった場合には納付した使用料を還付することができる旨を附則で規定をしております。

その他の改正につきましては、文言の整理及び施設利用に関します承認書の不服申し立て 等に関する手続の教示文を整備するものでございます。

説明は以上でございます。御決定賜りますよう御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第41号 西東京市菅平少年自然の家管理規則の一部を改正する 規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第9 報告事項、に移ります。

教育財産の取得について。

相原公民館長 それでは、教育財産の取得について報告をさせていただきます。

教育財産として取得いたしました施設は、6月29日に開館いたします保谷駅前公民館並 びに保谷駅前図書館でございます。 施設の所在は、西東京市東町三丁目14番30号、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業 街区ビル「ステア」の4階と5階で、4階が図書館、5階が公民館でございます。

施設の取得面積は、図書館822.64平方メートル、公民館590.52平方メートルで、 図書館と公民館合わせて1,413.16平方メートルでございます。

施設の取得箇所につきましては、恐れ入ります、2枚目の図面で御説明いたします。赤い 斜線で表示しております箇所が4階図書館専有部分でございます。裏面の図面の赤い斜線で 表示しております箇所が5階公民館専有部分でございます。公民館、図書館とも赤い斜線以 外の箇所につきましては、エレベーター、階段など、ビル全体の共用部分となっております。

両施設につきましては、平成20年6月17日に、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業 街区ビル内の公益施設の用途及び所管については、名称を保谷駅前公民館、保谷駅前図書館、用途を行政財産、所管を西東京市教育委員会とする決定を受け、平成20年6月18日に引き渡し手続が完了し、教育財産として取得したものでございます。

取得金額につきましては、図書館4億7,346万6,935円、公民館3億3,987万1,473円で、公民館と図書館合わせて8億1,333万8,408円でございます。 以上でございます。

竹尾委員長 報告が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。 以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第10 その他、を議題といたします。

教育委員会全般についての質疑をお受けいたしたいと思います。御質問ございましたらど うぞ御発言を求めます。特にございませんか。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成20年西東京市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時45分閉会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員